



ひとり親家庭にエールを届ける

# YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2020年3月

No.58

## 特集

## 【特集】労働契約について～各種保険制度を知っておこう～

就業する際、仕事探しの重要な指標のひとつに『社会保険完備（社会保険の加入）』があるかと思えます。求職中の方の中には、「パートでも保険がついているところ」と、社会保険の有無を確認されている方も多いのではないのでしょうか。また、「どのような働き方をすれば、各種保険が適用されるのか」等、疑問を持たれている方もいらっしゃるかもしれません。

社会保険制度は、私たちの生活を守ることを目的としたもので、万が一のリスクに備えるための公的な保険制度です。安心して働くために、社会保険制度の基本的な知識を持ち、自分が働こうとしている会社がどういった制度に加入しているのか確認しておくことが大切です。そこで、今回は各種保険制度について紹介します。

### ◆社会保険とは

社会保険は、①雇用保険 ②労災保険(労働者災害補償保険) ③健康保険 ④介護保険⑤厚生年金保険の5つの保険の総称です。今回は、①②③⑤についてお伝えします。

< 出典：知って役立つ労働法（厚生労働省） >

### ■①雇用保険

失業した場合などに、生活の安定と就職の促進のための失業等給付を行う保険制度

#### 加入条件

- (1) 1週間の所定労働時間が週20時間以上
- (2) 31日以上雇用見込みがある

※事業所規模に関わらず、(1)(2)の要件を満たせば、派遣社員・契約社員・パートタイム労働者・アルバイトも含め適用される（※加入は、会社の義務）

保険料の負担 労働者と会社の双方負担



<相談窓口>◆ハローワーク（公共職業安定所：長崎県）

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/nagasaki/index.html#antei>

※自分が雇用保険制度に加入しているかどうか、問い合わせることも可能です

### ■②労災保険（労働者災害補償保険）

労働者の業務が原因のケガ・病気・死亡（業務災害）、また通勤の途中の事故などの場合（通勤災害）に、必要な保険給付を行う保険制度

#### 給付対象

○パートタイム労働者やアルバイトも含むすべての労働者

※基本的に労働者を一人でも雇用する会社は、適用手続きをする義務があります。

仮に会社が適用手続きをしていない場合でも、給付を受けられます。

保険料の負担 会社負担

<相談窓口>◆労働基準監督署

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/location.html)

### ■③健康保険

労働者やその家族が、病気やケガをした時や出産をした時、亡くなった時などに、必要な医療給付や手当金の支給をすることで生活を安定させることを目的とした社会保険制度。 ※健康保険に加入することで、保険証が交付されます。

加入条件

- (1) 国、地方公共団体または法人の事業所
  - (2) 一定の業種であり、常時5人以上を雇用する個人事業所
- ※(1)(2)は強制適用となり、適用事業所で常時働く労働者は加入者となります



#### ◎派遣社員、契約社員、パートタイム労働者、アルバイトは？

- (1) 1週間の所定労働時間及び1か月の所定労働日数が、通常の労働者の4分の3以上あれば強制加入
- (2) 4分の3未満であっても、下記の5つの条件を満たす場合、強制加入
  - ① 1週間あたりの決まった労働時間が 20 時間以上 であること
  - ② 1か月あたりの決まった賃金が 88,000円以上であること
  - ③ 雇用期間の見込みが1年以上であること
  - ④ 学生ではないこと
  - ⑤ 従業員数 501 人以上の会社（※適用事業所）で働いている、もしくは、500人以下の会社で働いていて社会保険に加入することについて労使間（労働者と使用者）で合意がなされていること



保険料の負担 労働者と会社が折半で負担

<相談窓口>◆ご加入の全国健康保険協会都道府県支部または健康保険組合まで

○全国健康保険協会 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/sb7130/sbb7131/1762-620/>

### ■⑤厚生年金保険

労働者が高齢となったり（老齢年金）、何らかの病気やケガによって身体に障害が残ってしまったり（障害年金）、大黒柱を亡くしてその遺族が困窮してしまう（遺族年金）といった事態に際し、保険給付を行う制度 ※加入条件・保険料の負担内容は、健康保険と同様ですので、上記をご覧ください。

<相談窓口> ◆日本年金機構（年金事務所）

○年金相談窓口（長崎県） <https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/nagasaki/index.html>

○ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 <https://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>

★YELL ながさきでは、仕事についてのお悩みやお困りごとのご相談、定期法律相談時（事前予約制）の労働に関する相談も受け付けております。お気軽にご相談ください。

発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町 13-1 長崎西洋館 2 階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき